

鹿児島県防犯カメラの 設置及び運用に関する指針

平成19年3月
鹿児島県

防犯カメラの設置及び運用に関する指針

項 目	頁
通則	・ ・ ・ 2
1 目的	
2 基本的な考え方	
防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項	・ ・ ・ 3
1 定義	
2 管理体制	
3 適正な設置及び運用	
4 防犯カメラ設置の明示	
5 画像の取扱	・ ・ ・ 4

沿革 平成 19 年 3 月 28 日策定

第 1 通 則

1 目 的

この指針は、鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 18 年鹿児島県条例第 76 号）に基づき、犯罪の防止に配慮した道路、住宅、商業施設等の普及などによる安全で安心なまちづくりを推進するに当たり、防犯カメラを設置する場合において、県民等のプライバシー保護に配慮した適正な運用を図るために必要な方策等を示すことを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象、位置づけ

この指針は、防犯カメラを設置し、又は管理する者（以下「設置者」という。）が実施に努めるべき望ましい方策等を示したものである。

(2) 指針の運用

この指針は、犯罪の予防に関する防犯カメラの有用性と県民等のプライバシーの保護との調和を旨に運用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

防犯カメラの設置者は、その適正な設置及び運用に関して、以下の点に配慮する。

1 定義

(1) 防犯カメラ

防犯カメラとは、犯罪の防止を主たるあるいは副次的な目的として、不特定多数の者が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置で、画像表示又は画像記録の機能を有するもので、道路や公園等の公共の場所を撮影する画像撮影装置のほか、民間が管理する施設等において、継続的に設置しているものをいう。

(2) 画像

画像とは、防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

2 管理体制

設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、管理責任者を指定する。

管理責任者は、防犯カメラ、モニターテレビ又は記録装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う操作担当者を指定し、指定された操作担当者以外の操作を禁止する。

3 適正な設置及び運用

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐため、カメラの向きや角度を調整して撮影範囲を必要最小限とする。

4 防犯カメラ設置の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、防犯カメラを設置していることを、設置区域の入口、建物や施設の出入口等の見やすい場所に分かりやすく表示する。

これは、撮影区域であることを認識させ、犯罪企図者（注1）に犯行を断念させる抑止効果や、被撮影者に対し撮影区域に入らないという選択の機会を与えること

を目的として、表示するものである。

なお、表示については、個々のカメラごとの設置表示を求めているものではなく、

- ・ 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
- ・ 管理責任者及び連絡先（電話番号）等

を記載する。

5 画像の取扱

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び操作担当者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。

なお、設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像利用の制限

設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供しないものとする。

- ・ 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
- ・ 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- ・ 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合

(3) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他画像の適正な管理のために以下の点に留意し、必要な措置を行う。

- ・ 画像を保存する場合には、不必要な画像の複製や加工を行わない。
- ・ 画像の保存期間は、法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合を除き、原則として、最大1月以内の必要最小限の期間とする。
ただし、対象施設ごとに防犯基準の中で規定されている場合は、その基準によることとする。
- ・ 画像は、保存期間が終了後、初期化や上書きにより確実に消去する。
- ・ 画像の記録された媒体は、設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- ・ 画像の録画やモニターテレビ等がある部屋に部外者が入れない又は見られないようにするなど、情報漏えいが起きないように、それぞれの施設等に応じた適切な対応を行う。

(4) 苦情等の処理

設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する苦情や問い合わせに対しては、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

また、苦情処理担当者を指定し、苦情等に対する対応要領を定めておくようにする。

(5) 管理・運用基準の作成

設置者等は、当該防犯カメラの管理・運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び運用が適正なものとなるようにする。

なお、設置者等が策定する防犯カメラの管理・運用等に関する基準に記載すべき必要事項は、以下のとおりである。

- ・ 防犯カメラの設置目的に関すること
- ・ 防犯カメラの適正な設置に関すること
- ・ 防犯カメラの管理責任者、操作担当者の指定に関すること
- ・ 画像の利用等の制限に関すること
- ・ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他画像の安全管理（画像の保存期間及び消去や媒体の保管など）に関すること
- ・ 苦情処理に関すること
- ・ その他防犯カメラの設置、画像の取扱を適正に行うための必要な事項

(6) 取扱の周知徹底

設置者は、管理責任者、操作担当者に対して、この指針及び自ら定める基準において、画像の適正な取扱について、周知徹底を図る。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。